

【制定】

内共第 3 号第五種共同漁業権遊漁規則

峡東漁業協同組合

内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、峡東漁業協同組合（以下、「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権にかかる漁場（以下漁場という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うぐい、おいかわ、うなぎ、にじます、あまご（地方名やまめ、以下同じ）及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、竿釣り又は置き針による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第20条の規定による禁止期間を延長するときは、総会又は総代会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具、漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 魚 種	イ 漁具、漁法	ウ 区 域	エ 期 間
あゆ	竿づりのうち ともづり ルアー	全 域	解禁日午前4時から 11月30日まで
	竿づりのうち 毛針 フライ テンカラ ドブづり チョウチンづり	笛吹川（岩手橋より下流） 日 川（矢作橋より下流） 重 川（熊野橋より下流）	解禁日午前4時から 11月30日まで
	竿づりのうち さくり ころがし	全 域	9月15日午前4時から 11月30日まで

ア 魚 種	イ 漁 具、漁 法	ウ 区 域	エ 期 間
あまご いわな	竿づり	全 域 (大蔵沢川溪流釣場 を除く、以下同じ)	3 月 1 日午前 4 時から 9 月 30 日まで
にじます	竿づり	全 域	
		笛吹川 (鵜飼橋～石和橋の間)	10 月 15 日から 2 月 15 日まで
うぐい	竿づり	全 域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで 5 月 1 日から 12 月 31 日まで
おいかわ	竿づり	全 域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
うなぎ	竿づり おきばり	全 域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
こい	竿づり	全 域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
にじます	竿づり	大蔵沢川 溪流釣場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで
あまご	竿づり		4 月 1 日から 9 月 30 日まで

- 3 前項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄の区域内でウ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 全 長
あまご、いわな、にじます	全 域	15cm 以下
こ い	全 域	17cm 以下
うなぎ	全 域	24cm 以下

- 4 第 2 項の定めにかかわらず、大蔵沢橋下流 100m の起点から下流 300m の区域の「大蔵沢川溪流釣場」においては、別に定める特別遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第 4 条 第 2 条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（住所）又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料	
			前売り	現場売り
あゆ	竿づり	1 日	1,800 円	2,400 円
全魚種	竿づり	1 年 ※	8,000 円	
あゆ以外の魚種	竿づり・おきばり	1 日	1,000 円	3,000 円
		1 年 ※	5,000 円	

※ 10 月 15 日～2 月 15 日は笛吹川（鵜飼橋～石和橋）での遊漁は不可。

- 2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表の右欄のとおりとする。

高校生以下	無 料
-------	-----

- 3 第3条第4項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

魚 種	期 間	特別遊漁料
にじます	半 日	大人 3,000 円 ・ 小人 2,000 円
あまご	半 日	大人 3,000 円 ・ 小人 2,000 円

- 4 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛匂518-1番地）又は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア 漁場区域	イ 魚 種	ウ 漁具・漁法	エ 遊漁料
内共第3号に係るすべての漁場区域 （河川釣り場を除く）※	あ ゆ	竿づり・おきぼり	28,000 円
内共第3号に係るすべての漁場区域 （河川釣り場を除く）※	あゆ以外 の魚種	竿づり・おきぼり	25,000 円

※ 10月15日～2月15日は笛吹川（鶴飼橋～石和橋）での遊漁は不可。

（遊漁承認証に関する事項）

- 第5条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-（1）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。
- 2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-（2）の共通遊漁承認証（以下「共通遊漁承認証」という。）を交付するものとする。
- 3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第6条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある

- 2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以降その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

付 則

この規則は令和6年1月1日から施行する。

別表 第4条第1項に定める前売り遊漁料の納付場所

名 前	住 所
青柳釣具店	甲府市川田 547
アマリ釣具店	甲州市塩山熊野 1200
加々美釣具店	甲州市太田町 9-4
小林釣具店	山梨市上神内川 1088
笛吹鮎オトリセンター	笛吹市石和町川中島 110-58
ペンションすずらん	甲州市塩山上萩原 4784
フィッシングショップアメミヤ	笛吹市石和町市部 964
徳和観光釣センター	山梨市三富徳和 320
水上商店（三富川浦）	山梨市三富上釜口 555-3
武井・友鮎販売所（七日市場）	山梨市七日市場 1373-4
ファミリーマート塩山小屋敷店	甲州市塩山小屋敷 1901
セブンイレブン山梨下神内川店	山梨市下神内川 231
セブンイレブン山梨小原店	山梨市小原西 754
セブンイレブン山梨歌田店	山梨市歌田 26
セブンイレブン甲州熊野橋西店	甲州市塩山熊野 1279
セブンイレブン塩山三日市場店	甲州市塩山三日市場 2692-9
セブンイレブン笛吹石和高校前店	笛吹市石和町下平井 126-2
セブンイレブン笛吹一宮中央店	笛吹市一宮町末木 359
セブンイレブン甲斐大和店	甲州市大和初鹿野 1714-18
セブンイレブン御坂夏目原店	御坂町夏目原 1256-1
セブンイレブン甲州勝沼東雲店	甲州市勝沼町休息 1612-1
セブンイレブン山梨加納岩店	山梨市上神内川水上 1327-1
山梨養魚場	山梨市大野 1519-2
オンラインシステム	

なお、この表に定めるもののほか、「峡東漁業協同組合 遊漁承認販売所」織旗の立つ所も納付場所とする。

表

遊漁承認証 NO	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所) (氏名) (年齢)
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
峡東漁業協同組合	印

裏

注意事項
1
2
3

様式 1- (2) 共通遊漁承認証

氏名		住所		県下共通遊漁承認証 NO	
才				年度	魚種
1 承認期間 2 魚種 3 漁具漁法 4 遊漁区域 5 遊漁料 注意事項					
山梨県漁業協同組合連合会				印	

様式 2 漁場監視員証

漁場監視員証		漁場監視員講習会終了証	
第 号			
住所	氏名	(年齢)	写真
平成 年 月 日から			
平成 年 月 日まで有効			
峡東漁業協同組合		印	